

運輸委員會會議錄 第三十三号

昭和二十七年五月十六日(金曜日)
午後一時五十三分開議

出席委員

委員長代理 理事 黒澤富次郎君

理事 尾崎 直道君 大澤嘉平治君

岡田 五郎君 尾崎 末吉君

關谷 勝利君 玉置 信一君

川島 金次君 江崎 一治君

石野 久男君 木村 俊夫君

出席國務大臣

運輸大臣 村上 義一君

出席政府委員

航空庁長官 大庭 哲夫君

委員外の出席者

専門員 岩村 勝君

専門員 堤 正威君

本日(の)會議に付した事件

航空法案(内閣提出第一七九号)

運輸省設置法の一部改正に關し説明

聴取の件

〇黒澤委員長代理 これより會議を開

きます。

委員長不在でありますので、理事の

私が委員長の職務を行います。運輸省

設置法の一部改正に關し政府より説明

を求めます。村上運輸大臣。

〇村上國務大臣 過日運輸省設置法の

一部改正をするという法律案を国会に

提案いたしました。ただいま内閣委員

会で御審議を願つておるのであります

が、最も關係深き當委員会におきま

しても、ぜひ御了承を願つておきたい

と思つて、この法律案の理由なり、ま

たその内容の概要をお聞き取り願ひた

いと思ふのであります。

御承知の通り政府におきましては、

かねてから国力にふさわしい、簡素な

かつ能率的な行政機構を樹立しようと

して努力を続けて参つたのであります

が、今回その方策を決定いたしました

ので、この決定の線に沿つて運輸省設

置法の一部を改正するという案を提出

したような次第であります。

提出しました法律案の改正の要領

は、運輸省としましては、局の問題に

ついては大なる変化がないのでありま

すが、一般に共通した方針としまして、

外局をできる限り廃止してこれを内局

に取入れるということ、そうして現在

ある部を全廃するということが、共通

の方針になつておるのであります。

それでまず改正の内容を申し上げますと、

その第一点は、運輸省の外局でありま

す航空庁を内局として、その名称を航

空局に改める、こういうこと、それか

ら大臣官房に現在あります海運調整部、

それから海運局にありますが海運調整部、

それから鉄道監督局の国有鉄道部、民

営鉄道部、さらに自動車局の業務部並

びに整備部、この六つの部を廃止する

ということに相なつたのであります。

さらに公共船員職業安定所を海運局に

統合するというにいたしましたのであ

ります。

それから第二点は、大臣官房に観光

監というものを置きまして、観光に關

する事務を掌理させることに相なりま

した。第一点とにらみ合せて申し上げ

るならば、観光部が観光監になつた、

こういうことであるのであります。ま

た鉄道監督局、自動車局、それから航

空局、この三局にはそれぞれ次長一名

を置く、そうして局長を補佐させるこ

とにいたしましたのであります。さら

に御承知の通り経済安定本部が廃止せ

られました。これに伴つて運輸省に移

管される運賃、料金等の事務につきま

して、規定を追加するというような措

置を講じたのであります。

それからさらに次の点は、海上保安

機構の改革に伴う所要の整理であるの

であります。現在運輸省の外局である

海上保安庁を廃止して、その本流と申

しますか、大体は総理庁にできます保

安庁の方に移ることに相なりましたの

であります。しかしながら海上保安庁

の海事検査部の所掌事務、これは運輸

省の各局に、それ、船員局でありま

すとか、あるいは船舶局等に分属させ

ることに相なりました。それから海上

保安審議会及び水先審議会、これらは

運輸省に移すことに相なつたのであり

ます。それからさらに海上保安庁の水

陸部、燈台部、これは運輸省の付属機

関とするに改められました。それから

海難審判理事所は、海難審判庁の付属

機関としてその關係事務を掌理するこ

とに相なりました。それからさらに警

備救難部の所掌事務のうちで、海上交

通の保安に關するものを海運局に移す

というに相なつた次第であります。

以上が改正の内容であるのでありま

す。この改正に伴ひまして必要な關係

法律の整備をもあわせて行うことに相

なつておる次第であります。なお施行

期日は七月一日ということに相なつて

おる次第であります。

以上きわめて簡便ですが、設置法の

一部改正法律案の内容の概要を申し上げ

た次第であります。何か御質問があ

れば、應じてお答えいたしたいと思ひ

ます。

〇黒澤委員長代理 ただいまの説明に

對し質疑の通告がありますので、これ

を許します。玉置信一君。

〇玉置(信)委員 ただいま大臣から運

輸省設置法の一部改正に關する法律案

の内容を拜聴いたしましたのであります

が、あらかじめ前々委員におきま

して、おつたものではあります。本日

正式にこの改正法案の提案理由を拜聴

いたしましたので、あらためてお伺い

してみたいと思ふのであります。

御説明によりますと、観光部とい

うものを廃止して観光監を置くというこ

とになつておるのであります。そうし

ますと、大臣先刻御承知の通りに、

昨年の十月に世界四十数箇國の主要観

光機関を會員とする官設旅行機關國際

同盟、略してIUOTOという、こ

の正會員としてわが國の運輸省観光部

の加入が認められまして、この四月か

らその地域別委員會の一つであるア

ジア極東旅行委員會の第二回會議が東

京で開催されるということに當時なつ

ておりました。しかもこのほか太平洋

に臨む諸邦の観光、交通、ホテル等の

諸機關、業者を構成員とする太平洋地

域旅行協會の第二回會議、その他國際

的な觀光會議が相次いで開催される機

運にありまして、わが國は今後これら

の國際會議をリードして行くべき重責

をになつておるわけでありまして。そ

こで多くを申しませんが、当面この機構

改革で支障を来すと思われる点は、観

光部としてこのIUOTOの正會員と

して入つておるものを、観光監とい

う名前において入れるものであるかど

うか、まずこれを先にお伺いしておき

たいと思ひます。

〇村上國務大臣 御指摘のごとく、今

後實際活動において今お話のような実

情にあるのであります。こういう場合

に観光監という名前を入れるかとい

うお尋ねであります。これは今まで届

け出ておる名前を変更する必要もな

いであらう、またしたくないと思つて

おるのであります。つまり現在の観光部

長が観光監ということに相なるのであ

ります。そして観光部の下に計画を立て

る課、また業務運営の課、さらにホテ

ルその他整備の方面を掌理する課の三

課が現在あるものであります。今後改

正のあかつきは、観光監のもとにこの

三課がある、こういうことになるので

あります。従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

従来は、従来は、従来は、従来は、

のですが、ただいまの御説明のように、観光部として加入を認められておる關係上、そのまま置いて行つた方がよいというお考えですが、なるほどこれが一応国内的にはそうやつても支障はないように思ふのです。しかし対外的に、いやしくも独立国家としてこれだけの大きな使命を預けてもらつてこれ日本国として、いかにカモフラージュした形で将来国際的に観光方面に飛躍し、事業をする上にはたして支障ないかと申しますと、そこには相当精神的に妙な考えを持たれるのではないかと、信用を傷つけるようなことはありませぬが、私はかように考えるのであります。観光部というものは職制でありませんが、観光監というものは職制には違ひないでしようが、どうも読んで字のごとくで、監という意味から行きますと、観光局観光監といった職制上の肩書にひとしいように思ふのですが、その点はいかがなものでありますか。

○村上國務大臣 お説の通り観光監ということになりますれば、これは観光部長というような官名に相なるのであります。つまり観光部というものがなくなる。それはもちろん計画課、業務課、整備課というものは必要だと思ひます。これが観光の一つの課として並列されてゐる。この課長はもちろんあります。その三課長の上に観光監という官名を持つた役人がゐる、こういうことに相なる次第であります。ただいま御説の中に、今後観光事業が発展して行く上において、精神的にも非常にまずいじやないかというお話であります。この点は運輸大臣としても深く考へてゐる次第であります。今経済自立をはかつて行かなければならぬ

わが国の当面してゐる段階におきまして、観光事業というものは、国際的の国際経済におきましてきつめて重要な部門の一つであると思ふのであります。平和になり、またわが国が自主独立国となりまして、これからのいよいよ観光事業を發展せしめなければならぬという時期に、今直面いたしてゐる次第であります。一面従来から観光關係の仕事につきましては、厚生省に国立公園部があり、また一方内閣に観光審議会というものがあつて、鼎立して仕事を分担してゐるという現状であるのであります。もちろん観光審議会といひ、国立公園部といひ、また観光部といひ、その中心はそれ／＼異なつた趣旨を持つてゐるのであります。が、きつめて密接な関連性を持つてゐるものであります。そういふ趣旨から申して、三者を合併して観光局を運輸省内に設けることは、私として前から希望を持つておつたところでありまして、しかしながら先刻ちよつとお断り申し上げました通り、ただ部を廃止する、外局を内局に取入れるという通則通りに、今回は実行せざるを得ないことに相なつた次第であります。次の機会を待たざるを得ないという情勢に相なつた次第であります。この点率直に申し上げておく次第であります。

○玉置(信)委員 先ほども申し上げましたように、大臣のお氣持はまつたく私ども委員の氣持と相通するものがあり、また一致してゐるだらうと思ひますし、その上に重ねてさういふことを申し上げることはさきに忍びないものがあるのではあります。しかし何

といひまして、このたびの行政改革に伴つて運輸省の観光部を廃止することは、時あたかも国際的に観光事業を伸ばして行こう、しかも二十七年予算の上におきましても、予算説明の際に大臣の申されたごとく、昨年度よりはさらに予算の面においても増額いたし、あらゆる観光事業振興のために力を注いでおられるわけでありませう。さういふときにあたりまして、政府——これは大臣一人の責任じやありませんで、むしろ他の大臣諸公と申します。閣議における行政機構改革の基本方針に基いてやられたことであるから、あえて大臣をお責めするわけではないのですが、私はこの機構改革、行政の簡素化、あるいは国家財政の緊縮というふうなことから考へるならば、どうしてこれは当てはまらないかと思ふわけですが、御承知のよう昭和五年の五月でありましたか、あの浜口内閣の時代、しかも浜口内閣は緊縮政策をとつて、当時非常に輿論の上でもいろいろな批判が出た行政整理も断行いたしました。あの浜口内閣は緊縮政策、行政整理を断行しつつも、一面において外貨獲得の重要行政機關の一つであるとして、当時外局に国際観光局というものを設けて、堂々と国際間の観光事業の面に政府は力を注いだといふ、かような歴史を考へますと、き今日私どもの與黨政府にして納得できない点が実はあるわけなんです。一面において国際的な外交の面におきましても、経済を中心としてというやうなことを總理はしば／＼言つておるやうであります。経済を中心とした外交政策を樹立しようとするならば、この外貨獲得の観光事業こそ、まさに

私は總理大臣の方針にかなうべき施策の一つであらうと思ふのであります。昨年度のごときもすでに五十三億圓といふ外貨を獲得してゐる。この国際環境からいひまして、大臣がこゝで一骨折つて、観光局を設けまして力を入れることになりますれば、国家的に大きな外貨獲得の役割を果すことができのじやないか、かような観点から、私は重ねて大臣にひとつ考へ直していただつて、閣議でこれを提唱していただく御意思がないかどうか。

さらに第二点は、先般当委員会に実は野田行政管理局長官をお招きいたしまして質疑をいたしましたのであります。が、そのときの野田大臣のお話によりますと、前段においては、總理も非常に観光事業に関心を持つておつたと申しながら、第二段に下りましては、單に行政整理という建前から、数年来の懸案として部を廃止することになつておつたから廃止したのだ。局といふことは各省間の振合もあるでございしたのだといふ、形式論一点張りでありました。さらに私がつつ込んで重ねて質問いたしましたのに対し、野田大臣は、実は運輸大臣も閣議において観光局は、いらないのだ、かように申されておつたと言われまして、私は実に二の矢をついで質問することを避けた。大臣ははたしてさういふことを言われてゐるかどうかといふこともわかりませんが、遠慮いたしましたのであります。もし大臣がそう申されたとしたならば、あるいは運輸省設置法一部改正全般にわたる立場から、遠慮して申されたくもありませんが、しかしそれにしても大臣としてさういふことを申されようはずがないというように私は実は

解しておるのであります。この二点について大臣の忌憚らない御所見を伺ひたいのであります。

○村上國務大臣 ただいま野田行政管理局長官から、閣議の内部における模様についてお話があつたやうであります。特に運輸大臣から観光局を設ける必要がないというふうに聞いたというお話であります。これは何かの間違ひだと思ふのであります。先刻も申し上げました通り、観光局を設置するのは年来の私の主張であります。運輸大臣としての主張じやなしに、その以前からの主張であるのであります。あらゆる機会に今までもこの主張を繰返して参つてゐるのであります。さらに先刻も申します通り国立公園、また観光審議会をも統合したい、そして本格的な活動をしたい、自立経済に寄與したい、そして独立後の國策としてぜひ取上げなければならぬ問題であるといふことまで、私は閣議で申し述べておつたやうな次第であります。今の野田大臣のお話は、何かの行き違ひだらうと思ふのであります。なお他の關係を考慮して遠慮したのじやないかと、いふお話であります。他について、海運關係の三局を二局にするといふやうな意見も出まして、その非なることを力説いたしましたのであります。それで現状を認めるということに相なりました。他面において省によりましては、戦時中ずいぶん水ぶくれと申すまでもありますが、戦時なるがゆゑに拡大された省もあるものであります。平和日本としては必要ないと考へられるために、相当数局の減少した省もあるものであります。さういふ方面との振合ひという話

は当時ありました。とにかく観光局にせよ、部のまましんぼうしてもらいたいという各方面からの意見が出ました。そうしてしかる後に部は一切廃止する、こういうことに相なつたのでありまして、そのために観光部長がなくなつて観光監になつた、こういういきさつなのであります。今閣議の内容についてのお話がありましたので、一応申し述べておく次第であります。

○五箇(信)委員 実には先般観光事業の振興に關しまして、日本交通公社あるいは日本観光通運、観光事業研究会、国際観光旅館通運、日本通運協会、こうしたような各方面の民間機関の学識経験者の方々の意見を願つて、参考人という立場において実は観光小委員会、前段申し上げた観光事業振興に關する意見を聴取いたしましたのでありますが、その詳細は速記録に載つておりますから省略いたしますが、結論といたしまして、要するにこれらの万般の観光事業を促進し、振興せしめるということには、何といつても強力なる行政機関が必要である。聞くところによりますと、観光部が廃止されるといふことを聞いておるが、これでは実に現下の時代に逆行するものであるから、ぜひ観光部を復活するなり、あるいは進んで国際観光事業の建前から、観光局を設置するように、政府並びに国会の御勢力を願いたいという意見の開陳もあつたのであります。こういうようにいたしまして、私のごときしろうとが申し上げるまでもなく、大臣初め運輸省の關係当局者、あるいはこうした民間の關係機関の方々が、口をそろえて力説いたしておる実情からいたしまして、当然観光局にこれはすべき

であると思はれるわけでございませう。しかも人員はちつとも減らない、予算の面においても何らの影響を與えないといふことになりまふと、政府はただ部を廃止するといふ従来の行きがかりにのみとらわれまして、そういう局をふやすと、他の各省との振合いが均衡がとれなくなるという、この形式一点ばりの主張であることは、これは明々白々たる事実であります。かような観点からいたしまして、私は重ねて大臣にこの点をひとつ伺ひして、まことに大臣にはお気の毒な質問でありますが、わかつておることを無理を言つてだだをこねるようにお聞きになるかもしれませんが、何といたしまして、今日この観光事業といふものは、もつと政府が国家的に力を入れなければならぬ。そうすればこの千載一遇の機構改革の時期をのがしては、次の機会といつても、おそろしく当分実現不可能であるという見通しがありまふので、ここで大臣の確固たるひとつの御方針をあらためて伺ひしたいのであります。

○村上周三(大) 私の主張と申しますか、意見は、先刻も申し上げた通りであります。将来一日も早く機会をとらえて、観光局をつくることにしたいといふことは強く考へておる次第であります。ただ一方におきまして、今回の法律改正案の閣議におきまして、これはこういう内容をおし上げることはいかかと思つておる次第であります。閣議の決定案と申しまして、まことに閣議の決定案と同じく、そこに少数の意見が別にあるといふことは事理の当然だと思つておる次第であります。それがもし、主管大臣でありましても、少数である場合には、真にやむを得ないといふことになつて、閣議決定書にもサインもするといふことに慣例上相なつておるのであります。またそうせなければ、内閣としての活動はできないと思つておる次第であります。その辺の事情は御想像におまかせいたしますが、とにかく私はこれが年来の主張であるといふことは、先刻申し上げた通りであります。ただ今御指摘のように、今ただちに閣議においてもう一回運輸大臣は、観光局を設置することを主張する勇氣はないかといふようなお尋ねと拜承いたしましたのでありますが、これはただいま申す通り、一日も早く機会をつかまえて実現したいといふことは強く念願いたしておりますが、一旦決定しましたものが、いまだ国会の審議中におきまして、再び内閣がみずからその案を變更するといふことは、これははずいことだと思つておる次第であります。とにかく今の改正法律案が実現しました後において、一日も早くその機会をとらえたい、今こういう氣持でおるような次第であります。

○尾崎(末)委員 尾崎末吉君。場合には、真にやむを得ないといふことになつて、閣議決定書にもサインもするといふことに慣例上相なつておるのであります。またそうせなければ、内閣としての活動はできないと思つておる次第であります。その辺の事情は御想像におまかせいたしますが、とにかく私はこれが年來の主張であるといふことは、先刻申し上げた通りであります。ただ今御指摘のように、今ただちに閣議においてもう一回運輸大臣は、観光局を設置することを主張する勇氣はないかといふようなお尋ねと拜承いたしましたのでありますが、これはただいま申す通り、一日も早く機会をつかまえて実現したいといふことは強く念願いたしておりますが、一旦決定しましたものが、いまだ国会の審議中におきまして、再び内閣がみずからその案を變更するといふことは、これははずいことだと思つておる次第であります。とにかく今の改正法律案が実現しました後において、一日も早くその機会をとらえたい、今こういう氣持でおるような次第であります。

○村上周三(大) 御指摘のごとく、航空事業が全面的に活動し得る態勢になりましたために、その航空庁の所掌します分量におきましても、また種類におきましても、増加するはずだと考えております。

○尾崎(末)委員 そうしますと、観光部長または観光監のもとにある課または係その他の方にも何らの変更はない。それから観光監といふものと観光部長といふものととの処遇、待遇はどういうことになつておりますか。

○村上周三(大) 待遇もかわからないはずであります。それから内部の所掌の権限また責務、これもかわらないはずであります。従来観光部といふものが別にあるとして、その観光部の中に先刻申し上げましたように計画課、業務課、整備課といふ三課があつたのであります。これは官房におきまして文書課とか人事課とか、その他の諸課の係があります。それと頭を並べてこの三課がやはりそのまま存置されるわけでありまふ。従つて意味をなしませんから、観光計画課、観光業務課、観光整備課、こういう名前にとにかくかえなければならぬだろうと考えております。

○尾崎(末)委員 あともう二つ御質問申し上げておいて、あとで總括的の御所見を承りたいと思つております。

次に、この航空庁であります。航空庁は内局の航空局、こういうことに變更せられる、こういうのであります。航空庁の事は、今までの航空庁よりも、この後内局にかはるはずの局の中に生じて来る仕事の方が、事業量からいつても責任の重大な点からいつても、はるかに大きなものとなると思はれるのであります。大体そういうふうにして承してよろしうございませうか。

○村上周三(大) 御指摘のごとく、航空事業が全面的に活動し得る態勢になりましたために、その航空庁の所掌します分量におきましても、また種類におきましても、増加するはずだと考えております。

○尾崎(末)委員 そうしますと、観光部長または観光監のもとにある課または係その他の方にも何らの変更はない。それから観光監といふものと観光部長といふものととの処遇、待遇はどういうことになつておりますか。

○村上周三(大) 待遇もかわからないはずであります。それから内部の所掌の権限また責務、これもかわらないはずであります。従来観光部といふものが別にあるとして、その観光部の中に先刻申し上げましたように計画課、業務課、整備課といふ三課があつたのであります。これは官房におきまして文書課とか人事課とか、その他の諸課の係があります。それと頭を並べてこの三課がやはりそのまま存置されるわけでありまふ。従つて意味をなしませんから、観光計画課、観光業務課、観光整備課、こういう名前にとにかくかえなければならぬだろうと考えております。

この二つを眼目としておやりになつたことと思つてありますが、あらためてそうであつたかどうかをお聞かせ願ひたいと思つた。これは私の問ひであります。野田行政管理局長官の答弁には「今回の行政機構改革にあたりましては、お話のように、終戦後特にいろいろ新しい役所ができた、あるいは機構の変更がありまして、たいへん複雑大になつておりますのを、極力これを簡素化し、また責任の関係を明確にする、行政責任の系統を明らかにする」という方向に向ひまして、立案されたものでございます。こういふふうにはつきり答弁をいたしておられるのでありますが、この趣意から考へてみましても、この観光部を廃して、観光部長をやめて、観光監というものに持つて行つたその内容をたゞいまお伺ひしてみましても、あるいはまた航空庁を内局といたしたそのやり方等は、まづたつた今回の行政機構改革のその趣旨目的に沿わないものと、こういふふうには思はれますので、さつき大臣が強い御所信をお述べになりましたように、どうぞひとつこれはごく近い機会に、今回の行政機構改革の趣意に合ふように、いわゆる取扱う仕事の量がふえ、責任が重くとなつて参つたこの航空局のごときは、むしろ航空庁となり、また観光監の仕事は観光局となる、こういうふうな方向に御努力くださる御意思があるかどうか。特にまたこの航空庁につきましても、われ／＼興党における政務調査会等においての調査の過程におきましても、いわゆる航空機の生産から修理から運航、すべての行政を一元化して航空庁内に置くべきだ、これはもとより将来航空省等も

速からずできなければならぬ事態にあるのだから、そういう面から考へてみても、また最も重大な責任という上から考へてみても、航空庁というものは存在したすべきものだ、こういうのが興党の政務調査会においても圧倒的の意見であつたのでありますから、これらのことも特にお含みを願ひまして、さつき申しましたごとく最近の機会に、こういう趣旨目的に沿うように御盡力願へるかどうかが、あらためて大臣の御所信を伺つておきたいのであります。

○村土上國務大臣 たいま航空事業について、またその事業を所掌します航空関係の官庁につきまして、力強く御意見を拜承いたしまして、まことに欣快に思ふのであります。まづたつた私も同意見であるのであります。とにかく終戦後七年間まづたつた空白状態にあつたのが航空の交通界であつたのであります。この航空事業の遅れを取返して、そして世界最高の水準に持つて行くというのにつきましても、並ならぬ努力を今後要すると思ふのであります。従つてその研究また一般の指導監督は、きわめて大事なことでと思つておるのであります。自然、今後この航空関係の官署につきましても、まづ／＼充実をして行く必要があることを、私も痛感いたしておる次第であります。ただ先刻申し述べましたように、外局をみな内局にできる限り取入れるということが、強き一般の通則であつたといふことが、それから海陸空の交通を総合的に行政することが必要であるといふりくつとも、一面立つのであります。これはもちろん相当発達した後には言ひ得ることだと思ふのでありますが、と

にもかくにも海陸空にわたつて総合的な交通行政を掌理することが必要であるといふことは、レベルに立つて考へれば主張し得ることであると思ふのであります。こういうたつたような意見のもとに、最も強い理由は一般的の通則に従つて内局ということになつた、こういう次第であることはもちろんであるのであります。御想像の通りであります。運輸大臣といたしましては、ただいま申し述べましたような必要性は痛感いたしておる次第であります。観光関係の監督行政官庁と同じく、航空に充実する必要があると強く感じておるような次第であります。

○五農(信)委員 この際動議を提出いたします。独立後における国際観光事業の重要性にかんがみ、四月十九日、本委員会は、満場一致の決議により国際観光局設置に關し政府に対し申入れをしたことは、すでに御承知の通りであります。また観光小委員会においては去る十三日、参考人として日本交通公社理事入沢文明、全日本観光連盟事務理事武部英治、観光事業研究会会長井上萬壽藏、日本ホテル協会会長大丸徹三、国際観光旅館通連会事務理事吉田國輔、日本通訳協会会長高久其之助の諸氏を招致いたしまして、国際観光事業振興対策等について意見を聴取したものであります。その際各参考人はいづれも、事業の円滑なる遂行並びに発展を期するためには、強力なる観光行政機関の設置を必要とする旨を力説し、かつ要望いたしたのであります。学識経験者の意見もまた、本委員会の決議の趣旨と全く同一であります。しかるに今回政府より提出せられた運輸省設置法の一部を改正する法律案によれば、観光部は廃止せられ、観光監を置いて観光事務を掌理せしめようとしてゐるのであります。われわれの申入れはほとんど考慮せられていないのはまことに遺憾であります。政府の意図している行政機構の改革が、機構の縮小または簡素化にあることは了とするのであります。その半面、独立日本の将来のため必要とする機関は、この際進んでこれを設置する方策をとつてこそ、真に行政機構改革の目的は達成することができると確信するのであります。観光行政機関のごときは、国際観光の面において、また国際收支改善の面において、必要欠くべからざるものと認めるのであります。しかも国際観光局を設置することにより、定員及び予算の増加を来すことは全然ないものであります。また一方、観光部は昨年十月、世界四十数箇国の主要観光機関を会員とする官設旅行機関国際同盟の正会員として加入が認められておるのであります。これは観光部がわが国の観光機関を代表するといふ前提のもとに認められたのであります。今観光部を廃止することは、国際間にも悪影響があると考へざるを得ないのであります。よつて私はこの際、本委員会の決議の趣旨に基き、運輸省に国際観光局を設置するため、運輸省設置法の一部を改正する法律案に対し、次のような修正意見を、本委員会の名において内閣委員会に申し入れ等、必要な措置をとられんことを希望いたしますのであります。修正案を朗読いたします。

運輸省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
目次の改正規定中「第二節 内部部局(第十九条―第二十八条の二)」を「第二節 内部部局(第十九条―第二十八条の三)」に改める。
第十九条第一項の改正規定中「七局」を「八局」に、「航空局」を「自航局」に改める。
「自動車局」を「自動車局」に改める。
「航空局」に改める。
第二十一条の改正規定を削る。
第二十二條第一項の改正規定を次のように改める。
第二十二條第一項中第二十一号から第二十四号までを削り、第二十五号を第二十一号とする。
第二十八條の二の追加規定中「一條」を「二條」に改め、同追加規定に次のように加える。
(国際観光局)
第二十八條の三 国際観光局においては、左の事務をつかさどる。
一 運輸に關連する観光地及び観光施設を調査し、及び改善すること。
二 ホテル及び旅館の登録に關すること。
三 観光宣伝に關すること。
四 外客接遇の改善に關すること。
五 通訳案内業の試験の施行に關すること。
六 運輸に關連する観光事業の財務に關すること。
七 前各号に掲げるものの外、運輸に關連する観光事業の発達、改善及び調整に關すること。

運輸省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
目次の改正規定中「第二節 内部部局(第十九条―第二十八条の二)」を「第二節 内部部局(第十九条―第二十八条の三)」に改める。
第十九条第一項の改正規定中「七局」を「八局」に、「航空局」を「自航局」に改める。
「自動車局」を「自動車局」に改める。
「航空局」に改める。
第二十一条の改正規定を削る。
第二十二條第一項の改正規定を次のように改める。
第二十二條第一項中第二十一号から第二十四号までを削り、第二十五号を第二十一号とする。
第二十八條の二の追加規定中「一條」を「二條」に改め、同追加規定に次のように加える。
(国際観光局)
第二十八條の三 国際観光局においては、左の事務をつかさどる。
一 運輸に關連する観光地及び観光施設を調査し、及び改善すること。
二 ホテル及び旅館の登録に關すること。
三 観光宣伝に關すること。
四 外客接遇の改善に關すること。
五 通訳案内業の試験の施行に關すること。
六 運輸に關連する観光事業の財務に關すること。
七 前各号に掲げるものの外、運輸に關連する観光事業の発達、改善及び調整に關すること。

運輸省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
目次の改正規定中「第二節 内部部局(第十九条―第二十八条の二)」を「第二節 内部部局(第十九条―第二十八条の三)」に改める。
第十九条第一項の改正規定中「七局」を「八局」に、「航空局」を「自航局」に改める。
「自動車局」を「自動車局」に改める。
「航空局」に改める。
第二十一条の改正規定を削る。
第二十二條第一項の改正規定を次のように改める。
第二十二條第一項中第二十一号から第二十四号までを削り、第二十五号を第二十一号とする。
第二十八條の二の追加規定中「一條」を「二條」に改め、同追加規定に次のように加える。
(国際観光局)
第二十八條の三 国際観光局においては、左の事務をつかさどる。
一 運輸に關連する観光地及び観光施設を調査し、及び改善すること。
二 ホテル及び旅館の登録に關すること。
三 観光宣伝に關すること。
四 外客接遇の改善に關すること。
五 通訳案内業の試験の施行に關すること。
六 運輸に關連する観光事業の財務に關すること。
七 前各号に掲げるものの外、運輸に關連する観光事業の発達、改善及び調整に關すること。

運輸省設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
目次の改正規定中「第二節 内部部局(第十九条―第二十八条の二)」を「第二節 内部部局(第十九条―第二十八条の三)」に改める。
第十九条第一項の改正規定中「七局」を「八局」に、「航空局」を「自航局」に改める。
「自動車局」を「自動車局」に改める。
「航空局」に改める。
第二十一条の改正規定を削る。
第二十二條第一項の改正規定を次のように改める。
第二十二條第一項中第二十一号から第二十四号までを削り、第二十五号を第二十一号とする。
第二十八條の二の追加規定中「一條」を「二條」に改め、同追加規定に次のように加える。
(国際観光局)
第二十八條の三 国際観光局においては、左の事務をつかさどる。
一 運輸に關連する観光地及び観光施設を調査し、及び改善すること。
二 ホテル及び旅館の登録に關すること。
三 観光宣伝に關すること。
四 外客接遇の改善に關すること。
五 通訳案内業の試験の施行に關すること。
六 運輸に關連する観光事業の財務に關すること。
七 前各号に掲げるものの外、運輸に關連する観光事業の発達、改善及び調整に關すること。

以上であります。あとは運輸委員長におかれて、先ほど申しましたようなとりはかりをされるよう、重ねて希望いたして動議とする次第であります。

○黒澤委員長代理 玉置君の動議を決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○黒澤委員長代理 御異議がなければさよう決します。

○黒澤委員長代理 次に航空法案を議題とし、質疑を続けます。玉置信一君。

○玉置(信)委員 私はごく簡単に二、三の点だけをお伺いいたしますが、その法案の質疑に入る前に、前提として、これもこの前お伺いしたように記憶いたしておりますが、現在の日本航空株式会社が同様な航空会社の申請があり、また場合には、これに対して許可される御方針でありますかどうか、またその申請が現在ありますかどうか、まずこれをお伺いいたしておきます。

○大庭政府委員 ただいま申請の正式の受理は、航空法が発令されるまでできない状態にあるためにいたしていいのでありますが、ただ申請を希望するものは相当数に上つておられるわけであり、これを許可するかしないかという問題につきましては、その計画、その收支のバランスあるいは需要関係等をならみ合しまして、十分慎重に討議の上、これを決定したいと考えているわけでありまして、かつまたこれは大衆の影響があるために、運輸審議会にかけまして、あるいはまた公聴会にかけまして、大臣は諮問をいたすこ

とになつておられるわけでありまして、その点慎重に取扱いたいと考えているわけでありまして、ただそれがいい計画であれば許可をする方針には何らかわりはないわけでありまして。

○玉置(信)委員 法案の第三十七条で、航空庁長官は、航空機の航行に当たつては空中の通路を航空路として指定するということになつておりますが、今日その航空路指定の準備調査等をいたしておるのであります。かどう

か。次は現在事業をやっております日航のいわゆる航空路は、アメリカ側が選定し指定したものであります。か、あるいは当時これが航空路の選定あるいは指定にあたりまして、運輸大臣に御相談等があつたのであります。か、この点をお伺いしておきたいと思ひます。

○村上國務大臣 新しい計画につきまして、ただこういう計画を持つておるという報告は二、三受けておりますが、今長官が申し述べましたごとく、正式に申請書を受理する段階にまだ達していません。正式な受付はしてありません。実例を申しますと航空事業——運送会社にあらすして、事業会社の方であります。また航空運送会社の方面でもあり、あるいはまた国際間の航空運送会社というふうな計画についてもあることを承知いたしております。

○玉置(信)委員 私はまだ実は各条について御質問申し上げたいことがありますが、大臣が非常に急いでおられるのであります。大臣に対する委員側からの質問もまだあるようでありまして、私は大臣でなくて長官でけつこうですから、今の場合質疑を一応留

保して、次の方に大臣に対する質問を譲ります。

○黒澤委員長代理 石野久男君。

○石野委員 大臣に二、三総括的な問題でお尋ねしたいと思ひます。すでに同僚の議員の中から総括的な質問がなされておると思ひますが、私やは一応大臣からこの法律を制定するにあつたの大きな観点からする問題で、二、三お尋ねしたいと思ひます。

第一条の法律の目的は、航空の発達をはかることを目的としておるということになつておると思いますが、航空の発達につきましてはいろいろな見方があると思ひます。この際大臣にこの法の目的とするところと、それから航空の発達という客観的な見方との関連性について聞きたいと思ひます。か、航空の発達の問題は、常に航空機が軍備と関連性を持つて発達しているというふうな、大體世界的に考えられるのであります。日本では軍備を持たないし、従つてまたそれに関連するよう航空技術の研究等をなし得る可能性も非常に少ないと思ひます。そういうような建前からいいますと、この法律が目的とする航空の発達というものは、世界的に見て、いつでも他の軍備を持つ国々等の航空よりも下位にあり、いつでもあとからついて行かなくちやならぬように思われるのでございします。

この法律をおつくりになるにあつて、政府は、先ほど大臣も言つておりましたように、世界の最高水準を行くところまで航空を発達させたい、こういう希望が申し述べられておりましたけれども、この法律ではたしてその目的が達せられるという御所存であります。か、またどういふふうなそれに

対する御見解を持つておられるか、その点をひとつ伺いたいと思ひます。

○村上國務大臣 第一条の示す通り、この法律の規制するところは、国際民間航空条約の規定なり、その付属書に定められたところを盛り込んでおる次第であります。また法律の規制せんとするところは、民間航空の事業である。運送事業もあつて、そのほかの事業もあつて、とにかく民間航空事業を律せんとする、またその発達をはからんとするものであります。世界の最高水準をいふことを先刻も申しました。戦争前におきまして、わが国の民間航空、これは広い意味において生産事業も含めてでありまして、とにかく最高水準とまでは言えないけれども、それと進んでおつたように開き及んでおるものであります。爾來十箇年間の空白がもたらされて、その間に各国の航空事業の発達はずばらしいものがあるものであります。結局今日の空白のために頓挫をして非常に遅れていることは、遺憾ながいなめな事実だと思ひます。すみやかに研究を遂げて、そして世界の最高水準に追いつくことを念願いたしてゐる次第であります。しかしてその念願してゐる水準なるものは、飛行技術においてもそうでありまして、整備においてもまたそうであり、また生産技術においてもそうであり、但しこれを通じて、その安全性の確保というところに最も重点を置いて進めなければならぬと思ひます。そういう趣旨において、この法律で希望するところをぜひなしてあげたいと念願しておる次第であります。しかしながら御承知の

通り航空の仕事は、その生産と運輸とに観念的にはわけることができると思ふのであります。しかしただいま申しします通り、最も重大な点は、その安全性の確保という点、またその観点から技術の向上も必要になつて来るのであります。自然その面から申しますと、運輸といひ、また生産といひ、非常に区別が立てにくいというところは争われない事実だと思ひます。か、先般の委員会でも申し述べたと記憶いたしますが、生産は一般的に申して通産省の所管であり、かつこの航空機の生産については、稀少物資を資材として使う点も少くないというふうな趣旨から、通産省の所管というところに相なりまして、運輸を主としたのが運輸省の所管に相なつた次第であります。本法におきまして、密接不可分だと實際面では言ひ得ることを二つに分けて、同省の所管にしておる。ここに将来の進歩、発達にはたして遺憾の点がないかどうかというところは、運輸大臣として多分な心配を持つておるよう次第であります。しかしながら両省の当事者の緊密な協力によつて、これを克服して行きたいと考えておるよう次第であります。

○石野委員 航空の発達につきまして、運輸と生産との関連性が緊密不可分なものである。それが本法制定にあつては、その不可分性が可分になつてしまつたという事実は、大臣自身としても非常に危惧を持つておるという御意見でございします。航空の発達については、二つの面から問題があるように思ひます。ただいま大臣からの御答弁がありました生産と運輸の問題に

関連する航空発達の観点、それ

ま一つは民間航空とそれから軍事用の飛行機との関連性における航空の発達という問題と、二通りの見方があると思います。私は後者の問題は今おきまして、大臣の御答弁に任せました。生産と運輸との問題が、いろいろな事情のために分離されなければならなかつたというところは、将来の発達に対して非常に危惧を持たれる、こういう大臣の御所見がありましたことを、非常に重要に取上げなかつたやうなふうに思っています。この法を制定するにあつて、政府といたしましては、所管大臣において持たれるそういう危惧を含みつつ、しかもそういう問題の解決をしない、なぜここにこの法案を提出しなければならなかつたかという事情等を、もしはつきりここで委員会に示していただければ、ひとつ大臣から聞かしていただきたい。

○村上周三 先刻申し述べましたように、生産は一般的に申して通産省の所管であるということ、また航空機がその資材を稀少物資に多く求めなければならぬという点等が考慮されたことが一点であります。そのほか諸般の事情によりまして、不満足ではあります。この法案を提出せざるを得ない事情になつた次第であります。

○石野委員 稀少物資が通産省の所管内にあり、また生産のいろいろな所管事項が通産省にあるという意味で、通産省の意見がそこに入つて来た、これは一応理解せられないでもないのではありません。しかし運輸と生産との関係が緊密不可分なものであつて、運輸省としてはその問題に関する限り、どうしてもやはり生産を通産省に持たせなければ、運輸省としてそれは自信がない

れば、運輸省としてそれは自信がないということになるのでございましょうか。あとの不満足な点はまた別といたしまして、まず前段のその問題についての運輸省側の所見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○村上周三 先刻申しします通り、航空行政の中心は航空機の運輸の安全性を確保するという点にあると、たゞ信じているのであります。先刻申しした通り、こういう見地に立ちまして、将来民間航空事業の発達という時代を実現せしめる上において、若干の危惧の念を持つてゐることを率直に申し述べましたが、この結果をどうして思ふのであります。ただそれには通産、運輸両省の関係が、緊密な協力をすることが必要であり、またこれがあればたゞ申しました究極の目的を達成し得ると思つております。

○石野委員 緊密な連携があれば終局の目的が達せられるということは、それを裏を返して言えば、運輸省がその所管を持つても、通産省のやつてゐる仕事を十分緊密な連携を持ちつつやつて行けるというふうに理解できるのであるか。

○村上周三 ぜひそうしたいと考へております。

○石野委員 そういたしますと問題点は、稀少物資とか、あるいは生産の過程がどうだとかいう問題でなくして、非常に不満足なことが承知しなければならなかつたやうな事態の中にあるやうでございまして、そのことがこの法案を貫いて、航空の発達をはかり得る一つの大きな障害に將來なつて来るだらうという危惧を感じるのであります。また立法の側面から見て、これは自信がない

は、すでに立法の当初においてそういう危惧を持つ法案をこのまま審議することは、われ／＼としても自信を持つてそういう審議ができないという事態に追い込まれるわけでありまして、そういう観点をもち運輸省当局自体がすでに持つてゐたいたしましたならば、この法案は政府内部においてもつと練られて、そういう不満足な事態を満足な事態に調整した上で出すことの方が、より忠実にこの法案を日本航空産業あるいは事業の上に効果あらしめることになるのじやなからうかと思ひますが、大臣の所見はどうでございましょうか。

○村上周三 運輸省としましては、当初三月末ごろにこの法律案を書き上げておつたのであります。爾來諸般の情勢のために、関係各省の間の協議がまとまらなかつたのでありましてその事情についてはおそろしくお聞き及びのことと拝察するのであります。一面において、かくしておい／＼時日を経過いたし、講和発効と同時にこの法律は有効に実施されるべき性質のものであるにかかわらず、講和発効してなお国会に提案することができないというやうなことで、辛うじて本国会の正常な期限の最終日に提案し得たというやうな次第であるのであります。紆余曲折を経てここに至つたと申し上げるよりほかには方法がないのであります。

○石野委員 ただいまの大臣の御答弁は、われ／＼にとつては非常に重大な問題でございまして、當局、特に所管の当局が最善を盡そうという努力があつたにもかかわらず、それがなか／＼容易になされなかつたということ、それからまた講和発効と同時にこれが実施されることの方が、講和の問題についてはいろいろ／＼の／＼の見解もありまして、けれども、とにかく実施されることにより有効になつたであらうのに今まで延びておつたという事情、そういう諸般の事情というもののについては、これはわれ／＼立法府としては、それをつまびらかにする必要があると思ひのでございまして、大臣からは先ほど、その事情は御存じであらうが、こういうお話でございしましたが、私不幸にして十分それを承知していません。もし大臣の都合でここでその諸般の事情が十分鮮明にされていただければ、それをしつていただきたいと思います。こういう公開の席上でよくなければ、秘密会なら秘密会での事情をくわ／＼とわれ／＼に納得の行くように、御説明を願ひたい。われ／＼といたしましてこれを審議するにあつて忠実な立場であらう、こういうふうに向ふのであります。そういうことについての御事情を大臣から御説明願ひたい。

○黒澤委員 代理 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○黒澤委員 代理 それでは速記を継続してください。

○石野委員 ただいまの質問につきましては、あとで報告または説明を承ることにいたしました。第一条の航空機の発達をはかる目的のためにつくられた法律案が、必然的に航空発達の全般の問題に関連すると思ひます。先ほど申しましたように、運輸及び技術の一貫性の問題とは別個に、民間航空を促進させるために、世界各国がいずれ

もなしにおるやうに、民間航空それ自体としての航空技術なり、あるいは航空の発達というものは、今日の近代文化のもとでは非常に困難であらうと思ひのでございまして、おそろしく航空技術なり航空全体としての発達は、軍備という問題との関連性において発達して行くのだというふうに私は把握するわけでありまして、おそろしく大臣もそのやうな所見であらうと思ひのでございしますが、その点については大臣いかがでございましょうか。

○村上周三 軍備を持つ国におきましては、民間航空と両々相まつて航空面の発達というところは、結果から見ても事実のあることだと思ひのであります。しかしながらわが国では軍備はまだ憲法上許されておらないのであります。またかりに憲法が改正せられて軍備を持つことになりまして、もなか／＼航空部隊を完備するといふやうなことは、わが国の経済力では上は前途遠慮じやないかといふことも考えられる。一方におきまして、軍備上の飛行機というものは、用途がそのずから異なるものがございます。発達の共通したものもあるでありますが、また軍備については私はよく存じませんが、異なるものも相当分量あると思ひのであります。われ／＼は民間航空についてのみ発達を念願いたしておる次第であります。

○石野委員 大臣といたしましては、現在軍備を持つていない日本の航空を促進させるために、民間航空の発達のみを期待しておる、こういうふうにおつしやられますが、事実はいや／＼といふことだけでは、この法律の目的が達成されないと思ひのであります。ことに、

もなしにおるやうに、民間航空それ自体としての航空技術なり、あるいは航空の発達というものは、今日の近代文化のもとでは非常に困難であらうと思ひのでございまして、おそろしく航空技術なり航空全体としての発達は、軍備という問題との関連性において発達して行くのだというふうに私は把握するわけでありまして、おそろしく大臣もそのやうな所見であらうと思ひのでございしますが、その点については大臣いかがでございましょうか。

○村上周三 軍備を持つ国におきましては、民間航空と両々相まつて航空面の発達というところは、結果から見ても事実のあることだと思ひのであります。しかしながらわが国では軍備はまだ憲法上許されておらないのであります。またかりに憲法が改正せられて軍備を持つことになりまして、もなか／＼航空部隊を完備するといふやうなことは、わが国の経済力では上は前途遠慮じやないかといふことも考えられる。一方におきまして、軍備上の飛行機というものは、用途がそのずから異なるものがございます。発達の共通したものもあるでありますが、また軍備については私はよく存じませんが、異なるものも相当分量あると思ひのであります。われ／＼は民間航空についてのみ発達を念願いたしておる次第であります。

○石野委員 大臣といたしましては、現在軍備を持つていない日本の航空を促進させるために、民間航空の発達のみを期待しておる、こういうふうにおつしやられますが、事実はいや／＼といふことだけでは、この法律の目的が達成されないと思ひのであります。ことに、

もなしにおるやうに、民間航空それ自体としての航空技術なり、あるいは航空の発達というものは、今日の近代文化のもとでは非常に困難であらうと思ひのでございまして、おそろしく航空技術なり航空全体としての発達は、軍備という問題との関連性において発達して行くのだというふうに私は把握するわけでありまして、おそろしく大臣もそのやうな所見であらうと思ひのでございしますが、その点については大臣いかがでございましょうか。

○村上周三 軍備を持つ国におきましては、民間航空と両々相まつて航空面の発達というところは、結果から見ても事実のあることだと思ひのであります。しかしながらわが国では軍備はまだ憲法上許されておらないのであります。またかりに憲法が改正せられて軍備を持つことになりまして、もなか／＼航空部隊を完備するといふやうなことは、わが国の経済力では上は前途遠慮じやないかといふことも考えられる。一方におきまして、軍備上の飛行機というものは、用途がそのずから異なるものがございます。発達の共通したものもあるでありますが、また軍備については私はよく存じませんが、異なるものも相当分量あると思ひのであります。われ／＼は民間航空についてのみ発達を念願いたしておる次第であります。

せつかく法律をつくらせてわが国の航空の発達をはかろうとしておるのに、事実は各国における航空は、軍用航空と並行しつつ発達しておるという、そういう現実の中にあつて、日本だけがたゞ民間航空の発達だけで、その水準まで上げるといふことは困難だと思ひます。そこでどうしてもその差し得られないような予見のもとにおいて、われ／＼がやはり航空の発達を世界的水準にまで持つて行こうとするのは、何らかの補足する手段方法というものがなければならぬのじやなからうかと思ふのでございます。これは後ほど航空機生産に関する法律案というものが出ておるようでございますが、私はまだその航空機生産の内容をしつかり見ておりませんが、この法律をつくるにあたり、あらかじめそういうようなことに対する考え方が、当然用意されてあるべきだろふと思ふのでございます。大臣の方で所管の立場から、どういふふうなその点補備して行こうという御所見であられますか。政府の所見を伺いたい。

○村上海務大臣 軍用の飛行機と民間飛行機と、航空事業との間において両々相まつて発達を遂げておるといふのは、現に多くの国において結果からいふてそういうことになっていると思ふのであります。しかし今ここでこの法律の目的とするところは、前刻来申し上げます通り、民間航空事業についてのみであります。もしわが国が文化の鎖国主義をとりまして、たゞ日本人の現状においてのみクリエートして、技術その他を研究して、たゞ日本人のみだけによつて、日本内地だけにおいて研究をし、発達をはかつて行くというのでは、これはもう前途遠慮であり、今進歩しておる国に追いつくなどということはしよせんできないと思ふのであります。しかしながら技術の交流と申しますか、当分こちらに輸入がもつばらでありまして、外国の進歩した技術を導入することは易々たるものだと考へておるのであります。わが国が民間航空事業のみをもつてその発達を期するとしても、外国技術の導入ということがそう困難な問題ではないと思ひます。がゆゑに、目的は達し得ると考へておる次第であります。

○石野委員 大臣の御所見では、大抵外国技術は、その外国の航空機等を輸入し得る可能性を残しておるから、そこから入つて来るということに受取れたわけですね。大体そういう道より、軍備を持たないで行く場合は、ほかになからうかと思ひます。ただその場合にこゝろにどういふことについては、どういふような考へでこの法律案に対しての準備をなされたかどうかということを開きたいのですが、それは航空機の技術的な発展にしても、運輸にしても、先ほど来述べたおる通りに、軍備との並行の姿を日本が持たないために出て来るであろう遅れといふものが、必然的に日本の航空機生産に現れて来るだらうと思ふのであります。その結果として、航空機はその実体において、技術的に他国と比較してある程度の遅れがなされ、それからコストは高くなつて行くといふような状態が、どういふものかと思ひます。そういうことを考へてみますと、航空運送事業を営む原価というものの、どうしてもコスト

高というものが出て来るのじやなからうか。こういうふうな私予想するのであります。それでなくてはなほ世界の各国の航空事業といふものは、なかなか国の補助なくして、黒字で運営することは困難であるといふことは、先日航空庁長官から御答弁もございました。そういうふうに考へて参りますと、この法案をただこれだけの形で、しかも今のような大臣の所見から推して行きますと、日本におけるところの航空事業といふものの採算点というものは、非常に困難な事態の中で行われて行くのじやなからうかといふふうに予想されるのでございます。大臣はそういう問題についての見通しをどういふふうにお考へになつておられますか。

○村上海務大臣 まづ航空運送事業について、それを中心として考へてみますと、先般長官がお答へ申したごとく、今世界各國で政府の直接もしくは間接の援助なしに、良好な独立採算性をあげておるといふところはないといふてはばからぬと思ふのであります。わが国におきまして、先般も御採算願いましたように、消費ガソリンの免税であるとか、その他現に間接の援助はあるのであります。なお航空郵便物の運送料の計算におきかしても、まだこれは確定いたしておりませんが、アメリカのごとく非常に航空事業の発達した国におきかしても、郵便運送料のごときは相当援助という意味合いが含まれて計算されておる次第であります。わが国においてもそれにならつて、相当の料金をきめることにしたかといふことを郵政大臣とも話し合つておるやうな次第であります。とにかく

く航空事業が独立して良好な営業成績を上げるといふことは、ほとんど不可能といつてもいいのじやないかと思ふのであります。さらに飛行機の生産事業あるいはまた整備事業といふ問題を中心として考へてみますと、生産の方はよほどな困難性がある、御指摘の通りだと思ふのであります。今日航空機を購入して来るよりも優秀な飛行機を値安く供給するといふような生産事業は、当分至難じやないかと考へるわけでありまして。しかしながら戦前に航空機生産に携つておつた各会社は、ぜひ政府のとりはからいで米、英、その他他発達した諸国の工業を視察したいといふような申出もあり、おそれなく速かき実現することと思ふのであります。いろいろその間に努力は払われておるのであります。本格的に航空機を生産するといふ事業がいつ起るか、よほどまだ時期があることと考へておるのであります。

○石野委員 大臣の時間が非常に迫つておるようですが、あと一問だけ許させていただきますが、ただいま大臣からお話がありましたように、法案ができるけれども、事実上は採算点を持つた航空運送事業といふものの困難性が予見されるというやうな現実の姿だらうと思ふのであります。それにもかかわらず、やはり日本の航空事業は発達させなければならぬといふ事態に置かれておるわけでありまして。そういう問題を考へて、国の立場から、それならばやはり積極的に援助する態勢を政府としては考へておるのであるかどうか。あるいはまた別途そういうことを補備するやうな方法を何か別に考へておるのかどうか、そういう点を

○村上海務大臣 ただいまもつと触れたごとく、消費ガソリン等の税を免除するとか、あるいはまた確定はいたしておりませんが、航空機の輸入税を免除するとか、また先刻も申し述べましたごとく、郵便運送料においても援助的の料金を世界各國にならつて実施する、その他できる限りの援助をしております。この国会において御承認を得ましたごとく、日本航空会社におきかしても、現在オペレーションはすべてノースウエストと契約して、ノースウエストの責任において実行しておるのであります。しかしその契約の期限も本年の十月半ばに満了するのであります。その場合に備へて、みづからオペレートするといふためには、操縦者その他種々の技術家が必要なのであります。これらの養成のために政府は、少額ではありますが、補助金を出して、今米國に研究のために派遣しておるといふやうなこともいたしておるのであります。今後はおそろしくおそろくではあります。ぜひとも航空技術家の養成を政府みづから経営するといふことに行きたいと考へておるのであります。二十七年年度の留學生の補助金をきめるときにも、これが航空学校の一つの萌芽であるといふ考へで提案したのであるといふことも申し上げておる次第であります。いろいろの施策は今後必要だと考へております。

○石野委員 大臣にまだ質問申し上げたいことはありますけれども、今日は時間がないうでありますから、あとの質問は保留しておきます。

○江崎(一)委員 大臣は時間がないそうでありますから、航空法に関する質問は次回に譲りまして、今日はただ一問だけ、目下非常に重大な問題でありますので、お尋ね申し上げたいと思うのです。

新聞で見ますと、政府はソビエトに対して、スエーデンを通じて外交問題について交渉を始めたということですが、そのうちにこの運輸関係の協定について何か問題を提起しておられますかどうか。たとえば海運協定といつたようなものについてかけ合いをしておられるかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○村上国務大臣 まだ何ら運輸大臣としては関係しておりません。

○黒澤委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後三時三十五分散会